

京都市交通局ポイントサービス取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年8月1日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第6号

京都市交通局ポイントサービス取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局ポイントサービス取扱規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「会員情報」とは、会員が登録した「<u>カード</u>番号、パスワード、氏名、生年月日、性別、郵便番号、電話番号、メールアドレス」のことをいう。</p> <p>(5) 「<u>カード</u>番号」とは、ポイントサービスの適用対象となる IC 証票(以下「ポイント対象 IC <u>カード</u>」という。)に記載されたアルファベット 2 文字、英数字 15 桁からなる交通系 IC <u>カード</u>固有の番号をいう。</p> <p>(6) 「登録 IC <u>カード</u>」とは、会員がポイントサービスを利用するために、会員登録時に登録した、ポイント対象 IC <u>カード</u>をいう。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「会員情報」とは、会員が登録した「<u>証票</u>番号、パスワード、氏名、生年月日、性別、郵便番号、電話番号、メールアドレス」のことをいう。</p> <p>(5) 「<u>証票</u>番号」とは、ポイントサービスの適用対象となる IC 証票(以下「ポイント対象 IC <u>証票</u>」という。)に記載されたアルファベット 2 文字、英数字 15 桁からなる交通系 IC <u>証票</u>固有の番号をいう。</p> <p>(6) 「登録 IC <u>証票</u>」とは、会員がポイントサービスを利用するために、会員登録時に登録した、ポイント対象 IC <u>証票</u>をいう。</p>

(7) (略)

(8) 「ICOCA」とは、第 7 条に定める「ICOCA」、「小児用 ICOCA」、「スマート ICOCA」のことをいう。また、「PiTaPa」とは、第 7 条に定める「PiTaPa カード」、「PiTaPa ジュニアカード」、「PiTaPa キッズカード」のことをいう。

(9) 「ポイント利用」とは、ICOCA については、ポイントチャージ機でポイントを SF に引き換えることをいい、PiTaPa については、本市ポイントがショップ de ポイントに変換されることをいう。

(10) 「ポイントチャージ機」とは、本市高速鉄道駅及び洛西定期券発売所に設置するポイントサービスへの対象 IC カード

(7) (略)

(8) 「ICOCA」とは、第 7 条に定める「ICOCA」、「小児用 ICOCA」、「スマート ICOCA」、「モバイル ICOCA」のことをいう。また、「PiTaPa」とは、第 7 条に定める「PiTaPa カード」、「PiTaPa ジュニアカード」、「PiTaPa キッズカード」のことをいう。

(9) 「WESTER」とは、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 西日本」という。）が提供する会員サービスのことをいう。また、「WESTER 会員」とは JR 西日本が WESTER 会員規約に定める WESTER 会員であって、同規約に定める ID・パスワードを保有する者をいう。

(10) 「ポイント利用」とは、ICOCA (モバイル ICOCA を除く)については、ポイントチャージ機でポイントをストアードフェア (IC 証票に記録される金銭的価値で旅客運賃の支払等に充当するものをいう。以下「SF」という。)に引き換えることをいい、モバイル ICOCAについては、JR 西日本が提供する WESTER ポイントに変換されることをいう。また、PiTaPa については、本市ポイントがショップ de ポイントに変換されることをいう。

(11) 「ポイントチャージ機」とは、本市高速鉄道駅及び洛西営業所に設置するポイントサービスへの対象 IC 証票の登録、

の登録、変更、ポイントチャージ、履歴確認及び退会を行う機能を搭載した券売機をいう。

(適用対象となる IC 証票)

第 7 条 ポイント対象 IC カードは、次の表に定めるところによる。旅客は、第 8 条で定める手続きによって登録されたポイント対象 IC カードを対象交通機関の乗車に利用することで、ポイントサービスの適用を受けることができる。ただし、定期券として利用した場合はポイントサービスの適用外とする。

ポイント対象 IC <u>カード</u> の名称	ポイント対象 IC <u>カード</u> の発行者名
ICOCA	西日本旅客鉄道株式会社
小児用 ICOCA	西日本旅客鉄道株式会社
スマート ICOCA	西日本旅客鉄道株式会社
PiTaPa カード	株式会社スルッと KANSAI
PiTaPa ジュニアカード	株式会社スルッと KANSAI
PiTaPa キッズカード	株式会社スルッと KANSAI

変更、ポイントチャージ、履歴確認及び退会を行う機能を搭載した券売機をいう。

(適用対象となる IC 証票)

第 7 条 ポイント対象 IC 証票は、次の表に定めるところによる。旅客は、第 8 条で定める手続きによって登録されたポイント対象 IC 証票を対象交通機関の乗車に利用することで、ポイントサービスの適用を受けることができる。ただし、定期券として利用した場合はポイントサービスの適用外とする。

ポイント対象 IC <u>証票</u> の名称	ポイント対象 IC <u>証票</u> の発行者名
ICOCA	西日本旅客鉄道株式会社
小児用 ICOCA	西日本旅客鉄道株式会社
スマート ICOCA	西日本旅客鉄道株式会社
<u>モバイル ICOCA</u>	<u>西日本旅客鉄道株式会社</u>
PiTaPa カード	株式会社スルッと KANSAI
PiTaPa ジュニアカード	株式会社スルッと KANSAI
PiTaPa キッズカード	株式会社スルッと KANSAI

(会員登録)

第8条 (略)

2 (略)

3 会員登録希望者が、会員サイトから会員登録を行った場合、制限付きの登録(以下「WEB 登録」という。)となり、ポイントチャージ機でポイント対象 IC カードを挿入し登録を行うことで制限が解除される。

4 前項における WEB 登録期間中は、次号に定めるサービスの制限を受ける。

(1) ポイント利用

(2) ポイント情報の照会

5 (略)

6 ポイント対象 IC カード1枚につき複数の会員が会員登録することはできない。

7 既に会員登録済みのポイント対象 IC カードについて、新たに会員登録することはできない。

8 会員登録できるポイント対象 IC カードは、自己が保有しているポイント対象 IC カードに限るものとし、他人が保有してい

(会員登録)

第8条 (略)

2 (略)

3 会員登録希望者が、会員サイトから会員登録を行った場合、制限付きの登録(以下「WEB 登録」という。)となり、ポイントチャージ機でポイント対象 IC 証票を挿入し登録を行うことで制限が解除される。ただし、モバイル ICOCA を登録 IC 証票として会員登録した場合を除く。

4 会員登録希望者が、WESTER 会員に連携されていないモバイル ICOCA を登録 IC 証票として会員登録した場合、制限付きの登録となり、当該モバイル ICOCA を WESTER 会員に連携することで制限が解除される。

5 第3項における WEB 登録期間中及び前項における WESTER 会員に連携されていない期間中は、次号に定めるサービスの制限を受ける。

(1) ポイント利用

(2) ポイント情報の照会

6 (略)

7 ポイント対象 IC 証票1枚につき複数の会員が会員登録することはできない。

8 既に会員登録済みのポイント対象 IC 証票について、新たに会員登録することはできない。

9 会員登録できるポイント対象 IC 証票は、自己が保有しているポイント対象 IC 証票に限るものとし、他人が保有しているポイ

るポイント対象 IC カードについて、第三者が会員登録してはならない。

9 第 7 条に定めるポイント対象 IC カード以外の IC カードを会員登録することはできない。

10 登録 IC カードを利用しての対象交通機関への乗車やポイント情報の照会等については、会員本人が行うものとし、第三者が行ってはならない。

11 会員は、登録 IC カードを他者に譲渡する場合又は他者に貸与して使用させる場合は、第 10 条第 1 項に定める登録 IC カードの変更手続き又は第 22 条第 1 項に定める退会手続きを行わなければならない。

12 会員が登録 IC カードを他者に譲渡する場合又は他者に貸与して使用させる場合であって、前項による手続きを行わない場合、当該他者は本規程を遵守するように措置をとることとし、当該他者は登録 IC カードを利用することをもって本規程に同意したものとみなす。

13 会員は、登録 IC カードの盗難又は紛失等が生じた場合、第 10 条第 1 項に定める登録 IC カードの変更手続き又は第 22 条第 1 項に定める退会手続きを行わなければならない。

14 (略)

(登録 IC カードの変更)

第 10 条 会員は、登録 IC カードの盗難又は紛失等によりポイント対象 IC カードの

ポイント対象 IC 証票について、第三者が会員登録してはならない。

10 第 7 条に定めるポイント対象 IC 証票以外の IC 証票を会員登録することはできない。

11 登録 IC 証票を利用しての対象交通機関への乗車やポイント情報の照会等については、会員本人が行うものとし、第三者が行ってはならない。

12 会員は、登録 IC 証票を他者に譲渡する場合又は他者に貸与して使用させる場合は、第 10 条第 1 項に定める登録 IC 証票の変更手続き又は第 22 条第 1 項に定める退会手続きを行わなければならない。

13 会員が登録 IC 証票を他者に譲渡する場合又は他者に貸与して使用させる場合であって、前項による手続きを行わない場合、当該他者は本規程を遵守するように措置をとることとし、当該他者は登録 IC 証票を利用することをもって本規程に同意したものとみなす。

14 会員は、登録 IC 証票の盗難又は紛失等が生じた場合、第 10 条第 1 項に定める登録 IC 証票の変更手続き又は第 22 条第 1 項に定める退会手続きを行わなければならない。

15 (略)

(登録 IC 証票の変更)

第 10 条 会員は、登録 IC 証票の盗難又は紛失等によりポイント対象 IC 証票の再発

再発行を受けた場合、若しくは登録 IC カードの変更を希望する場合、本市の案内所又は定期券発売所へ申込書の提出によって、登録 IC カードの変更を行うものとする。なお、申込書の提出時には、本人確認のため身分証明証の提示を必要とする。

2 前項で受け付けた申込書による変更が完了した時点で登録 IC カードの変更を有効とする。また、変更の完了については、申込書に記載された連絡先へ電話連絡を行う。

3 変更前の登録 IC カードにおけるポイントの付与状況及びポイント計算に必要な SF 利用データは、前項に定める方法による変更が完了した時点で、変更後の登録 IC カードに引き継ぐものとする。

4 会員は、第 2 項に定める方法による変更が完了した時点で、変更後の登録 IC カードでポイントサービスを利用することができる。

行を受けた場合、若しくは登録 IC 証票の変更を希望する場合、本市の案内所又は定期券発売所へ申込書の提出、若しくは会員サイトでの登録変更フォームの送信等によって、登録 IC 証票の変更を行うものとする。なお、申込書の提出により変更を行う場合は、本人確認のため身分証明書の提示を必要とする。

2 登録 IC 証票の変更は、申込書による変更が完了した時点又は会員サイトでの登録変更フォームの送信等による変更が完了した時点で有効とする。また、会員サイトからの変更については、登録されたメールアドレス宛に登録完了のメールを送信し、申込書による会員情報の変更については、申込書に記載された連絡先へ電話連絡を行う。

3 変更前の登録 IC 証票におけるポイントの付与状況及びポイント計算に必要な SF 利用データは、前項に定める方法による変更が完了した時点で、変更後の登録 IC 証票に引き継ぐものとする。

4 会員は、第 2 項に定める方法による変更が完了した時点で、変更後の登録 IC 証票でポイントサービスを利用することができる。

5 会員が登録 IC 証票をモバイル ICOCA に変更した場合、制限付きの登録となり、当該モバイル ICOCA を WESTER 会員に連携することで制限が解除される。

(ポイントの取扱い)

第 11 条 付与されたポイントは 1 ポイント 1 円相当とし、会員は登録 IC カードの種類により次の各号のとおり、利用することができる。

(1) ICOCA

ア 毎月 1 日から月末まで(会員登録月に当たっては、登録した日から当該月の末日まで。)の期間における登録 IC カードによる対象交通機関での利用に対し、第 12 条に定めるポイントを翌月の 15 日に付与する。会員は、付与されたポイントをポイントチャージ機で最小 10 円から 10 円単位で SF と引き換えることができる。

イ (略)

6 前項における WESTER 会員に連携されていない期間中は、第 8 条第 5 項に定めるサービスの制限を受ける。

(ポイントの取扱い)

第 11 条 付与されたポイントは 1 ポイント 1 円相当とし、会員は登録 IC 証票の種類により次の各号のとおり、利用することができる。

(1) ICOCA (モバイル ICOCA を除く)

ア 毎月 1 日から月末まで(会員登録月に当たっては、登録した日から当該月の末日まで。)の期間における登録 IC 証票による対象交通機関での利用に対し、第 12 条に定めるポイントを翌月の 15 日に付与する。会員は、付与されたポイントをポイントチャージ機で最小 10 円から 10 円単位で SF と引き換えることができる。

イ (略)

(2) モバイル ICOCA

ア 毎月 1 日から月末まで(会員登録月に当たっては、登録した日から当該月の末日まで。)の期間における登録 IC 証票による対象交通機関での利用に対し、第 12 条に定めるポイントを翌月の 15 日に付与する。

イ 付与されたポイントは、ポイント付与月の末日までに WESTER ポイントへ変換する。会員は、変換された WESTER ポイントを ICOCA アプリで最

(2) PiTaPa

ア (略)

イ 毎月 1 日から月末まで(会員登録月に当たっては、登録した日から当該月の末日まで。)の期間における登録 IC カードによる対象交通機関での利用に対し、第 12 条に定めるポイントを翌月 15 日に付与する。

ウ (略)

エ～キ (略)

2 (略)

(ポイントの種類)

第 12 条 (略)

2・3 (略)

4 管理者は、次の各号に対してはポイントを付与しない。

小 1 円から 1 円単位で SF と引き換えることができる。

ウ ポイント変換日において、会員がモバイル ICOCA の払戻しをしている場合は、アに定めるポイントは失効するものとする。

エ 保有できるポイントは、最大 999,999 ポイントとし、本市ポイントから WESTER ポイントへの変換は、1 月当たり最大 999,999 ポイントとする。

(3) PiTaPa

ア (略)

イ 毎月 1 日から月末まで(会員登録月に当たっては、登録した日から当該月の末日まで。)の期間における登録 IC 証票による対象交通機関での利用に対し、第 12 条に定めるポイントを翌月 15 日に付与する。

ウ (略)

エ ポイント変換日において、会員が PiTaPa を解約している場合は、イに定めるポイントは失効するものとする。

オ～ク (略)

2 (略)

(ポイントの種類)

第 12 条 (略)

2・3 (略)

4 管理者は、次の各号に対してはポイントを付与しない。

(1) 残額不足時の現金精算等の登録 IC カード以外での支払い

(2) (略)

(3) 登録 IC カードで複数人支払いを行った場合等の本人以外の利用

(ポイントの失効)

第 14 条 ICOCA への付与ポイントは、付与日の翌月 1 日から起算して 12 箇月後の末日までにポイント利用が行われない場合、その翌日に失効するものとする。

2 (略)

(ポイント情報の照会)

第 15 条 会員は、会員サイト又はポイントチャージ機等によって、自らのポイント情報の照会を行うことができる。ただし、他の会員のポイント情報の照会を行ってはない。

(ポイントの合算)

第 16 条 会員は、他の登録 IC カードのポイント进行合算することはできない。

(個人情報の取扱い)

第 21 条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 登録 IC カード番号

(3)・(4) (略)

(1) 残額不足時の現金精算等の登録 IC 証票以外での支払い

(2) (略)

(3) 登録 IC 証票で複数人支払いを行った場合等の本人以外の利用

(ポイントの失効)

第 14 条 ICOCA (モバイル ICOCA を除く)への付与ポイントは、付与日の翌月 1 日から起算して 12 箇月後の末日までにポイント利用が行われない場合、その翌日に失効するものとする。

2 (略)

(ポイント情報の照会)

第 15 条 会員は、会員サイト又はポイントチャージ機等によって、自らのポイント情報の照会を行うことができる。ただし、モバイル ICOCA を登録 IC 証票として登録した会員は、ポイントチャージ機等による照会を行うことはできない。

2 会員本人以外が他の会員のポイント情報の照会を行ってはない。

(ポイントの合算)

第 16 条 会員は、他の登録 IC 証票のポイント进行合算することはできない。

(個人情報の取扱い)

第 21 条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 登録 IC 証票番号

(3)・(4) (略)

3 (略)

(会員登録情報の削除)

第 23 条 管理者は、第 8 条第 8 項に定める
会員登録をした場合や、第 18 条の規定に
より無効とした場合の他、次の各号の場
合、当該会員の会員登録を削除し、ポイン
トサービスの提供を停止することができる。
る。

- (1) WEB 登録をした日から起算して 6 箇月
を経過した日が属する月の月末までに、
第 8 条第 3 項に定めるチャージ機での制
限の解除を行わなかった場合

- (2) PiTaPa 会員を解約している場合

2 管理者は、登録 IC カードによるポイント
対象交通機関の最終利用の日の翌月 1 日か
ら起算して 13 箇月後の末日までに、登録
IC カードによるポイント対象交通機関の
利用がない場合、翌日に当該会員の会員登
録を削除し、ポイントサービスの提供を停
止するものとする。

3 (略)

3 (略)

(会員登録情報の削除)

第 23 条 管理者は、第 8 条第 9 項に定める
会員登録をした場合や、第 18 条の規定に
より無効とした場合の他、次の各号の場
合、当該会員の会員登録を削除し、ポイン
トサービスの提供を停止することができる。
る。

- (1) WEB 登録をした日から起算して 6 箇月
を経過した日が属する月の月末までに、
第 8 条第 3 項に定めるチャージ機での制
限の解除を行わなかった場合

- (2) WESTER 会員に連携されていないモバイ
ル ICOCA を登録 IC 証票として登録した
日から起算して 6 箇月を経過した日が属
する月の月末までに、第 8 条第 4 項及び
第 10 条第 5 項に定める WESTER 会員との
連携による制限の解除を行わなかった場
合

- (3) PiTaPa 会員を解約している場合

- (4) モバイル ICOCA の払戻しをしている場
合

2 管理者は、登録 IC 証票によるポイント対
象交通機関の最終利用の日の翌月 1 日か
ら起算して 13 箇月後の末日までに、登録 IC
証票によるポイント対象交通機関の利用が
ない場合、翌日に当該会員の会員登録を削
除し、ポイントサービスの提供を停止する
ものとする。

3 (略)

<p>(免責事項)</p> <p>第 24 条 (略)</p> <p>(1) 第三者が<u>カード</u>番号とパスワードを使用した上で会員サイトにログインし、手続やポイント情報の照会等を行った場合</p> <p>(2) 会員又は第三者が、第 8 条第 11 項及び第 12 項に定める登録 IC <u>カード</u>の変更又は退会手続を行わなかった場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 第 10 条第 1 項の規定に基づき、登録 IC <u>カード</u>の変更登録を行わなかったことで、ポイントサービスを利用することができなかった場合</p>	<p>(免責事項)</p> <p>第 24 条 (略)</p> <p>(1) 第三者が<u>証票</u>番号とパスワードを使用した上で会員サイトにログインし、手続やポイント情報の照会等を行った場合</p> <p>(2) 会員又は第三者が、第 8 条第 12 項に定める登録 IC <u>証票</u>の変更又は退会手続を行わなかった場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 第 10 条第 1 項の規定に基づき、登録 IC <u>証票</u>の変更登録を行わなかったことで、ポイントサービスを利用することができなかった場合</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この改正規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

(交通局企画総務部企画調査課)